

分析レポート

国内経済金融

東日本大震災の被災地における地域金融機関の対応(2)

～被災地復興に向けた取組みの拡大～

寺林 暁良

はじめに

本稿は、本誌5月号に掲載した「東日本大震災の被災地における地域金融機関の対応——震災後1ヶ月を振り返って」の続報である。前回レポートでは、震災直後の地域金融機関の対応や、復旧に対応するための金融商品などを紹介した。

震災から4ヶ月が経ち、被災地の復旧・復興が進む現在、地域金融機関による震災対応の変化も進んでいるものと思われる。被災地では、JA・JFをはじめあらゆる業態の地域金融機関が尽力しているが、本稿では、前回レポートと同様に岩手県・宮城県・福島県に本店を置く地域銀行(8行)信用金庫(19庫)信用組合(8組)を対象とし、前回レポートからの対応の変化を概観してみたい。

店舗復旧の進展と窓口対応

被災地における地域金融機関の店舗復旧は着実に進んでいる。東北財務局によると、当局管内金融機関(銀行、信金、信組)2,022店舗のうち、震災発生後ピークには260店舗(12.9%)が閉鎖したが、5月末の時点での閉鎖は56店舗(2.8%)まで減少している。

しかし現在、店舗復旧のペースが再び鈍化している。それは、

津波で町自体が壊滅した地域の店舗、福島第一原発の警戒区域内等の店舗などは元の場所での再建が困難なためである。それらについては、他店舗内へ移転しての営業や避難所等での仮設窓口営業などが続いているが、津波被害の甚大さや原発事故収束時期の不透明さから、今後も再建についての懸念は大きいといえるだろう。

また、被災者対応としては、融資相談などニーズに応えるため、土日相談窓口の開設を続けている金融機関も多い。

金融商品の見直しと制度融資の活用

震災復興に関する金融商品の取扱いは震災発生直後から始まっていたが、順次その内容の拡大・見直しが進んでいる。

個人預金・預かり資産

復興支援を目的とする定期預金を取扱う地域金融機関は3県で17機関にのぼっているが、この取扱いは被災地以外の全

図表1 行政による中小企業向け復興資金の例

名 称	実施主体	開始日	内 容
東日本大震災復興緊急保証	中小企業庁	5月23日	限度額2億8千万円で、保証料の100%を補てん。
中小企業東日本大震災復興資金	岩手県	6月15日	限度額8千万円で期間は15年以内(据置3年以内)。保証料を全額補給。
中小企業経営安定資金「みやぎ中小企業復興特別資金」	宮城県	3月11日	限度額8千万円で期間は15年以内(据置3年以内)。金利は年1.5%固定。
県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」震災対策特別資金	福島県	3月25日	限度額8千万円で期間は15年以内(据置3年以内)。3年間は実質無利子に。
原子力災害に伴う「特定地域中小企業特別資金」	福島県・経済産業省	6月1日	原発警戒区域等に事業所を持つ中小企業向け。限度額3千万円で期間は20年以内(据置5年以内)の無利子融資。
経済変動対策資金(東日本大震災復興関連)	仙台市	—	限度額5千万円で期間は12年以内(据置2年以内)。金利は年1.5%固定、保証料は年0.7%。
東日本大震災中小企業災害復興資金融資	郡山市	—	限度額1千万円で、期間は7年(据置1年以内)。実質無利子で、保証料は50万円を限度に補助。

(資料)各行政ホームページより作成

国の金融機関にも拡大している。その内容は、単純に通常の定期預金よりも高い金利である場合もあるが、預金総額の何%分かの相当額を各地域金融機関が県や復興支援団体などに寄付するという商品がほとんどである。

また、同様に手数料の一部を募金する投資信託など、預かり資産の販売を通じて復興支援を行う地域銀行もある。

被災者向け住宅ローン

被災者への金利優遇を行う新規住宅ローンは、前回レポート時点で2金融機関のみが取り扱っていたが、その後新たに2金融機関が開始している。また、被災者向けの住宅ローン相談会を開催している地域金融機関もあり、被災者向け新規住宅ローンの推進が活発化し始めている。

法人向け融資

法人向け融資では、震災被害の規模や特徴を踏まえ、震災直後に販売した商品の見直しを行う金融機関がみられる。

例えば、E銀行は、これまで地震・津波などによる直接被害を受けた被災者を対象としていた融資商品を、原発による風評被害など間接被害をも対象とするものへと改正した。また、C銀行も、無担保口の新設や貸出限度額の引上げ、据置期間の延長など、被災者の事情に配慮して商品内容の拡充を行っている。

さらに、国・県・市町村などの各行政による中小企業向け復興資金も順次立ち上がっており、各地域金融機関では、それらを利用した融資の推進も拡大している（図表1）。

復興支援に向けた取組み強化

法人・個人事業主等の事業再生を支援する体制づくり・取組みも広がって

いる（図表2）。

まず、法人等の事業再生や地域経済の回復を手助けするための「復興支援専門チーム」を組織した地域金融機関は、6機関（5行1庫）確認できた。その内容は、事業者の被害等の分析、新規借入れ相談、返済条件の変更相談、復興計画の策定支援、ビジネスマッチングの推進、事業承継に対するアドバイスなど、震災復興に係るコンサルティング業務全般である。

また、震災の影響を受けた事業者にチャンネルを提供し、ビジネスチャンスを積極的に創出しようという取組みも拡大している。その方法としては、取引先企業の商品を対象としたホームページ、カタログ等による通信販売の推進のほか、他地域での商談会やビジネスマッチングフェアの開催などが挙げられる。

これらの取組みの強化は、地域社会・地域経済の復興支援に大きく貢献しているといえるだろう。

おわりに

以上のように、地域金融機関による震災対応は、地域のニーズに合わせて修正され、拡大している。被災地復興において地域金融機関の果たす役割は、今後も非常に大きいだろう。

図表2 各行の相談業務等による復興支援の取組み

	月 日	取 組 み
A銀行	4月12日	食材マッチングの開催（東北地方2行と共同）
	5月1日	「復興再生チーム」の設置
	6月10日	県産品通販カタログの発行（B銀行と共同）
	6月23日	観光・復興応援フェアの開催
B銀行	5月1日	「震災復興推進本部」の設置
	6月28日	事業再生・M&Aにかかる外部機関との連携
C銀行	5月2日	「災害復興委員会」の設置
	7月1日	食材マッチングについてのHPサイトの開設
	7月18日	個人向け「災害復興セミナー」の開催
D銀行	6月29日	「地元企業応援部」の設置
E銀行	5月10日	法人向け「地域復興セミナー」の開催
	5月18日	食品関連通販に関するHPサイトの開設
	6月21日	復興商談会の開催
F銀行	4月1日	「復興支援チーム」の設置

（資料）各行ホームページより作成